

## 宇都宮短期大学食物栄養学科履修細則

### (目的)

第1条 本細則は、学則第2章（履修方法、単位算定、課程修了の認定及び学習の評価）の第11条第5項の規定に基づき、履修方法等の取り扱いについて定めることを目的とする。

### (履修方法)

第2条 学生は当該年度始めに、履修する科目の届を所定の期日までに提出しなければならない。

- 2 届け出をした科目以外の科目、同一時間に2科目以上の聴講及びすでに合格した科目を履修することはできない。
- 3 下級年次に配当された科目は、単位を取得していない科目に限って、自由に履修することができる。
- 4 一年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を49単位とする。ただし、栄養士資格取得のための指定科目を履修する者は、この上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

### (単位の算定)

第3条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業方法に応じて次の基準により単位を算定する。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
  - 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 各授業科目の時間数（単位数）及び授業形態は、別表1のとおりとする。

### (単位の授与)

第4条 試験に合格した場合は、当該科目の単位を修得したものと認める。

### (受験資格)

第5条 次に該当する場合は、定期試験の受験資格は与えられない。

- 一 出席時間数が、該当科目の授業回数の2/3に満たない者。
- 二 「履修届」を提出していない科目。
- 三 やむを得ない事情（傷病、災害等）で試験を受けることができない場合の「欠席届」及び「公欠届」（医師の診断書等の証明書付）が未提出の者。
- 四 授業料を所定の日までに納入していない者。ただし、「延納願」提出者は除く。

(成績の評価)

第6条 成績表示は5段階とし、S・A・B・Cを合格、Dを不合格とする。

表示	S	A	B	C	D
評点	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下

(追試験・再試験)

第7条 第5条に該当しない者に限り、追試験願によって追試験を行う。また、不合格となった科目については再試験を行うことがある。

2 追試験・再試験を受験希望する者は、「追試験願・再試験願」に所定の受験料を添えて事務局まで提出する(ただし、公欠による「追試験願」の場合には受験料は必要ない)。

(卒業単位)

第8条 卒業単位として2年間(在学可能年数は4年間)で、合計62単位以上を修得しなければならない。

- 一 「基礎教育科目」より10単位以上を必修とする。
- 二 「専門教育科目」より52単位以上を必修とする。ただし、栄養士資格取得のための指定科目は52単位以上を修得しなければならない。

(授業関連)

第9条 栄養士資格及び社会福祉主事任用資格を取得する場合は、別に定める科目を履修しなければならない。

2 別に定める履修制限科目は、当該学科に所属する学生以外(聴講生・科目等履修生も含む)は、科目履修を認めない。

(その他)

第10条 本細則に定めのないものについては、本学学則を準用する。

附則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

別表1  
食物栄養学科

区分	科目名	講義区分	時間数	単位数	配当年次		卒業要件	
					学年	学期		
基礎教育科目	基幹科目	全人教育講座	講義	16	1	1	前	必修
		キャリアデザイン	講義	16	1	1	前	必修
	教養基礎科目	化学	講義	30	2	1	前	選択
		生物学	講義	30	2	1	後	選択
		数学	講義	30	2	1	前	選択
		生活科学	講義	30	2	1	前	選択
		歴史学	講義	30	2	2	後	選択
		心理学	講義	30	2	1	後	選択
		社会学	講義	30	2	2	後	選択
		法学	講義	30	2	2	前	選択
		経済学	講義	30	2	2	前	選択
		教養演習科目	英語Ⅰ	演習	30	1	1	前
	英語Ⅱ		演習	30	1	1	後	選択
	情報処理Ⅰ		演習	30	1	1	前	選択
	情報処理Ⅱ		演習	30	1	1	後	選択
	生活技術		演習	30	1	1	後	選択
	体育実技	実技	30	1	1	前	選択	
				26				
専門教育科目	社会生活と健康	社会福祉概論	講義	30	2	2	後	必修
		公衆衛生学	講義	30	2	2	後	必修
		解剖生理学Ⅰ	講義	30	2	1	前	必修
	人体の構造と機能	解剖生理学Ⅱ	講義	30	2	1	後	必修
		解剖生理学実験	実験	45	1	2	前	選択
		生化学	講義	30	2	2	前	必修
		生化学実験	実験	45	1	2	後	選択
		運動生理学	講義	30	2	2	後	必修
		食品衛生学	講義	30	2	1	前	必修
	食品と衛生	食品衛生学実験	実験	45	1	1	前	選択
		食品学Ⅰ	講義	30	2	1	後	必修
		食品学Ⅱ	講義	30	2	2	前	必修
		食品学実験Ⅰ	実験	45	1	1	後	選択
	栄養と健康	食品学実験Ⅱ(食品加工工学実習含む)	実験	45	1	2	後	選択
		基礎栄養学	講義	30	2	1	前	必修
		栄養化学	講義	30	2	1	前	必修
		栄養化学実験	実験	45	1	1	後	選択
		臨床栄養学	講義	30	2	2	前	必修
		臨床栄養学実習	実習	45	1	2	前	選択
		ライフステージと食生活	講義	30	2	1	後	必修
	ライフステージ栄養学実習	実習	45	1	2	前	選択	
	栄養の指導	栄養指導論Ⅰ	講義	30	2	1	前	必修
		栄養指導論Ⅱ	講義	30	2	2	前	必修
		栄養指導実習Ⅰ	実習	45	1	1	後	必修
		栄養指導実習Ⅱ	実習	45	1	2	前	必修
	給食の運営	公衆栄養学	講義	30	2	2	後	必修
		調理学	講義	30	2	1	前	必修
		調理学実験	実験	45	1	1	前	必修
		調理学実習Ⅰ	実習	45	1	1	前	必修
		調理学実習Ⅱ	実習	45	1	1	後	必修
給食管理Ⅰ		講義	30	2	1	前	必修	
給食管理Ⅱ		講義	30	2	1	後	必修	
給食管理実習Ⅰ		実習	45	1	2	前	必修	
給食管理実習Ⅱ(校外実習)		実習	90	2	2	後	必修	
	単位数小計			54				
実践するための科目	調理学実習Ⅲ	実習	45	1	2	前	選択	
	製菓実習	実習	45	1	1	後	選択	
	フードスペシャリスト論	講義	30	2	1	前	選択	
	食品の官能評価・鑑別論	講義	30	2	2	前	選択	
	食品の消費と流通	講義	30	2	1	前	選択	
	フードコーディネーター論	講義	30	2	2	後	選択	
	子ども・高齢者と食育	演習	30	1	2	後	選択	
	子どもの保健	演習	30	1	1	後	選択	
	野外活動	演習	30	1	1	前	選択	
	美容福祉Ⅰ	講義	30	2	1	後	選択	
	美容福祉Ⅱ	演習	30	1	2	前	選択	
	食品の安全	講義	30	2	2	後	選択	
	栄養とスポーツ	講義	30	2	2	前	選択	
	フードビジネス論	講義	30	2	1	後	選択	
	食物栄養学演習	演習	30	1	2	後	選択	
栄養士実力養成演習	演習	30	1	2	後	選択		
食物栄養特別演習	演習	30	1	2	後	選択		
	単位数小計			25				

ただし「全人教育講座」および「キャリアデザイン」は必修とする。  
10単位以上修得すること。

ただし、「社会生活と健康」、「人体の構造と機能」、「食品と衛生」の講義科目は3分野の実験科目は4単位以上履修すること。

ただし、「食の運営」の講義科目は必修。3分野の実験・実習科目は10単位以上履修すること。

合計62単位以上修得すること

# 宇都宮短期大学食物栄養学科試験細則

## (目的)

第1条 この細則は、宇都宮短期大学学則と食物栄養学科履修細則に従い、試験について必要な事項を定めたものである。

## (試験の意義と方法)

第2条 試験は、授業科目の単位認定にあたって必ず行わなければならない。

- 2 試験とは、履修した科目についての到達度を判定するための方法であり、筆記、論文、レポート、実技等によって行う。

## (試験の種類)

第3条 試験には、定期試験、追試験、再試験および定期試験以外の試験がある。

- 一 定期試験は、学事暦の定めるところにしたがって行う試験である。
- 二 追試験は、定期試験をやむを得ない事情で受験できなかった場合に行う試験である。
- 三 再試験は、定期試験において不合格となった者のうち、授業科目担当教員が許可した者に対して行う試験である。
- 四 定期試験以外の試験は、学事暦に定めずに行う試験である。

## (定期試験の方法)

第4条 定期試験の実施については、次の号による。

- 一 定期試験実施科目、その方法、日時及び教室は試験開始日より2週間前に発表する。
- 二 試験監督には、当該授業科目担当教員が、その教員に支障がある時は他の専任教員があたり、監督補助の必要がある時は専任教員と事務職員があたる。
- 三 試験を受ける者は、監督及び監督補助の指示に従わなければならない。
- 四 試験時間は、原則として45分または60分とする。ただし、試験監督の指示ある場合は、この限りではない。
- 五 試験開始後20分を超えて遅刻した者は、その試験を受けることができない。
- 六 学生証を所持しなければならない。ただし、所定の手続きを終えて仮学生証を交付された者は、この限りでない。
- 七 試験開始30分を経過しなければ退場できない。ただし、試験監督の指示ある場合は、この限りではない。
- 八 問題・解答用紙は必ず提出する。持ち帰った場合は不正行為とみなす。ただし、試験監督の指示ある場合は、この限りではない。
- 九 持ち込みを許可されているもの以外の物を持ち込んだ場合は、不正行為とみなす。
- 十 会場で携帯電話等の使用は認めない。

## (追試験の方法)

第5条 追試験の実施については、次の号による。

- 一 追試験の受験を希望する者は、追試験願・所定の受験料・理由書類を指定された期間内に事務局に提出しなければならない。ただし、公欠による追試験願の場合には受験料は必要ない。
- 二 前号の理由書類とは、定期試験を受験できなかった理由が病気の場合は診断書、交通機関の事故の場合は関係当局の事故証明書等、やむを得ない事情を公に証明する書類等を添付する。
- 三 追試験のその他の実施方法は前条に準ずる。

(再試験の方法)

第6条 再試験の実施については、次の号による。

- 一 再試験の受験を許可された者は、再試験願・所定の受験料を指定された期間内に事務局に提出しなければならない。
- 二 試験のその他の実施方法は、第4条に準ずる。

(不正行為への処置)

第7条 各試験における不正行為の処置は、別に定める本学学生の賞罰に関する内規による。

(追試験・再試験の成績評価)

第8条 追試験の成績評価は得点の8割とする。再試験の成績評価はC(60点)及びD(60点未満)のみとする。ただし、公欠届による追試験の評価はこの限りではない。

(緊急時の対応)

第9条 本細則に定める試験の実施において、天変地異やその他の緊急事態が発生したときの同試験の取り扱いについては教務委員会で協議して決定する。

附 則

本細則は平成31年4月1日より施行する。

本細則は令和6年4月1日より施行する。